

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………一
…(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………一
- 公共測量の終了(六件)……………一
…(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
- 建築基準法による道路位置の指定……………二
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………二
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………二
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
…(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 森林法第百八十九条の掲示(二件)……………四
…(産業労働局農林水産部森林課)……………四
- 平成六年警視庁告示第百十五号(交番その他の派出所、駐在所の所属、名称及び位置に関する告示)の一部改正……………四
- 開発行為に関する工事完了……………五
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………五
- 東京都労働会館の休館……………五
…(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………五

雑報

○東京都職員共済組合組合会互選議員補欠選挙の結果……………六
…(東京都職員共済組合)……………六

告示

●東京都告示第一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東村山都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十八年一月五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 清瀬市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東村山都市計画緑地事業第八号中里一丁目緑地
- 三 事業施行期間 平成二十八年一月五日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 清瀬市中里一丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部本部長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十八年一月五日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)

三 測量の区域 港区虎ノ門一丁目地内

四 測量の期間 平成二十七年八月三日から同年十月十六日まで

●東京都告示第三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、千代田区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十八年一月五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 千代田区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 千代田区神田神保町一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十七年八月二十四日から同年九月十七日まで

●東京都告示第四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、世田谷区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十八年一月五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 世田谷区
- 二 測量の種類 公共測量(数値地図(道路)データの修

正(500レベル)

三 測量の区域 世田谷区地区内

四 測量の期間 平成二十七年六月十六日から同年九月三十日まで

●東京都告示第五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、府中市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年一月五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(道路台帳補正)
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 平成二十七年九月一日から同年十月三十日まで

●東京都告示第六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、昭島市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年一月五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 昭島市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 昭島市中神町地内

四 測量の期間 平成二十七年八月三日から同年十月九日まで

●東京都告示第七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、八丈町長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年一月五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 八丈町
- 二 測量の種類 公共測量(二級基準点測量及び三級基準点測量)
- 三 測量の区域 八丈町檜立地内
- 四 測量の期間 平成二十七年六月二十五日から同年七月二十三日まで

●東京都告示第八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年一月五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

- 指定に係る道 指定年月日 指定に係る道 指定に係る道
- 路の種類 路の位置 路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 平成二十七年十一月十日 宮字上ノ原千一六・〇〇

第一項第五号 平成二十七年十一月十日 六十番六、同幅員

道路 平成二十七年十一月十日 番十及び千六四・〇〇

十二番六の各一部

●東京都告示第九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年一月五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道 変更年月日 変更に係る道 変更に係る道

路の種類 路の位置 路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 平成二十七年十二月九日 東久留米市浅間町三丁目四九・五〇

第一項第五号 平成二十七年十二月九日 十番七及び同幅員

道路 平成二十七年十二月九日 番四十二の各一部 四・〇〇

●東京都告示第十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

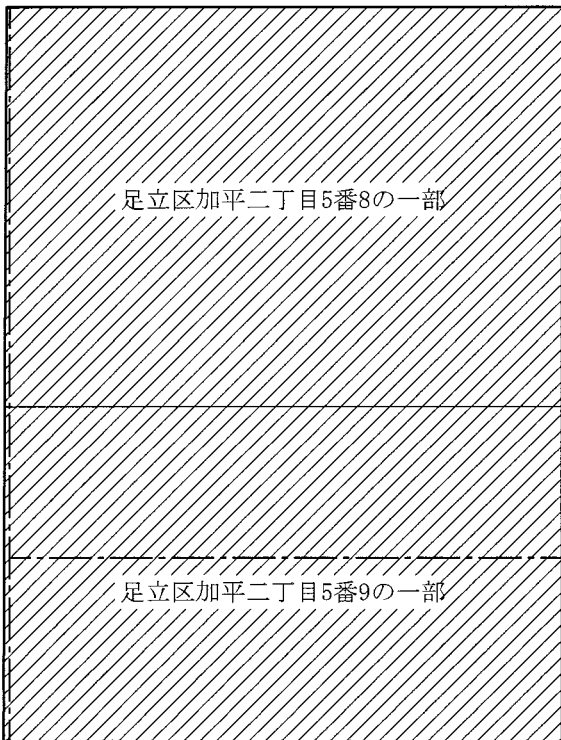
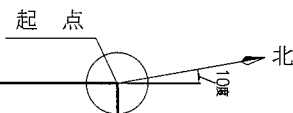
平成二十八年一月五日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (足立区加平二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

別 図



- (凡例)
- : 単位区画
 - : 敷地境界
 - : 筆境界
 - ▨ : 形質変更時要届出区域

(起点)
起点は、足立区加平二丁目5番8の最北端とする。

(格子の回転角度(10度))
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を揭示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十八年一月五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 保安林の所在場所等

| | | |
|--------------------------|--------------|---------|
| 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 | 所在が不明な通知の相手方 | 揭示場所 |
| あきる野市五日市字上入野五九八番二 | 神力仁 | あきる野市役所 |
| あきる野市戸倉字星竹一〇五三番 | 山下昇 | |
| あきる野市戸倉字盆堀谷千ヶ沢二四一八番ホ | 高橋エン | |
| あきる野市乙津字宇佐竹三〇三番一及び二、三〇四番 | 池谷徹 | |
| 西多摩郡檜原村字藤原九〇九〇番二 | 小泉新策 | 檜原村役場 |
| 西多摩郡檜原村字藤原九二五六番口 | 田ノ倉博 | |
| 西多摩郡檜原村字藤原九二六一番一 | 豊泉好喜 | |
| 西多摩郡檜原村字藤原九二六一番四 | 豊泉辰雄 | |

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、平成二十七年東京都告示第千四百九十六号のとおり。

●東京都告示第十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を揭示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十八年一月五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 保安林の所在場所等

| | | |
|----------------------|--------------|---------|
| 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 | 所在が不明な通知の相手方 | 揭示場所 |
| あきる野市戸倉字盆堀割地峯一四六六番口 | 高橋エン | あきる野市役所 |
| 西多摩郡檜原村字三都郷二六七四番の一部 | 荒居義富 | 檜原村役場 |

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、平成二十七年農

林水産省告示第二千四百三号のとおり。

告 示 (警)

●警視庁告示第3号

交番その他の派出所、駐在所の所属、名称及び位置に関する平成6年7月1日警視庁告示第115号の一部を次のように改正する。

平成28年1月5日

警視総監 高 橋 清 孝

2の表警視庁愛宕警察署の項中

| | |
|--------------------------|-------------------------|
| 「虎の門交番 港区虎ノ門三丁目7番6号」を | 「港区虎ノ門三丁目3番2号」に |
| 「虎の門交番 港区虎ノ門二丁目3番2号」に | 「同表警視庁日黒警察署の項中 |
| 「宿山交番 日黒区上日黒五丁目5番9号」を | 「宿山交番 日黒区東山一丁目31番3号」に |
| 「宿山交番 日黒区東山一丁目31番3号」に | 「同表警視庁赤羽警察署の項中 |
| 「宮堀交番 北区神谷三丁目1番」を | 「宮堀交番 北区神谷三丁目1番1号」に |
| 「宮堀交番 北区神谷三丁目1番」を | 「同表警視庁千住警察署の項中 |
| 「緑町交番 足立区千住緑町二丁目15番27号」を | 「緑町交番 足立区千住緑町一丁目3番28号」に |

改め、同表警視庁本所警察署の項中

「 函 国 交 番 墨田区函国一丁目12番17号

を

「 函 国 交 番 墨田区函国四丁目29番3号

に

改め、同表警視庁小松川警察署の項中

「 八 蔵 橋 交 番 江戸川区中央四丁目25番19号

を

「 八 蔵 橋 交 番 江戸川区中央一丁目6番3号

に

改め、同表警視庁小平警察署の項中

「 大 沼 町 交 番 小平市大沼町二丁目584番地の8

を

「 大 沼 町 交 番 小平市大沼町四丁目31番17号

に

改め、同表警視庁武蔵野警察署の項中

「 武 蔵 野 駅 北 口 交 番 武蔵野市境一丁目1番8号

を

「 八 幡 宮 西 交 番 武蔵野市吉祥寺本町二丁目15番19号

を

「 八 幡 宮 西 交 番 武蔵野市吉祥寺本町二丁目15番19号

に

改め、同表警視庁大島警察署の項中

「 下 地 駐 在 所 大島町差木地字クダツチ1.031番地21

を

「 下 地 駐 在 所 大島町差木地字下原1.013番地21

に

改める。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年一月五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 住所及び氏名

武蔵村山市三ツ木一丁目二十番三、同番十二及び同番十五番地の五
武蔵村山市三ツ木一丁目八番三、同番十二及び同番十五番地の五
から同番二十八まで
比留間孝明

東京都労政会館の休館について

東京都労政会館設置及び管理に関する条例（昭和二十八年東京都条例第五十四号）第五条第二項の規定により、東京都労政会館を次のとおり休館する。

平成二十八年一月五日

東京都知事 舩 添 要 一

理由

東京都南部労政会館

平成二十八年四月三日、会館施設
同月十七日、平成二十八年五月一日、同月十六日、平成二十八年六月五日、同月十九日、平成二十八年七月三日、同月十七日、平成二十八年八月七日、同月二十

東京都分寺労政会館

十一月、平成二十八年九月四日、同月十八日、平成二十八年十月二日、同月十六日、平成二十八年十一月六日、同月二十日、平成二十八年十二月四日、同月十八日、平成二十九年一月十五日、同年二月五日、同月十九日、平成二十九年三月五日及び同月十九日

同右

東京都八王子労政会館

平成二十八年四月四日、同月十七日、平成二十八年五月二日、同月十五日、平成二十八年六月六日、同月十九日、

同右

雑報

同月二十四日、平成二十八年七月四日、同月十七日、平成二十八年八月一日、同月二十一日、平成二十八年九月五日、同月十八日、平成二十八年十月三日、同月十六日、平成二十八年十一月七日、同月二十日、平成二十八年十二月五日、同月十八日、平成二十九年一月十五日、同年二月六日、同月十九日、平成二十九年三月六日及び同月十九日

東京都職員共済組合会互選議員補欠選挙の結果について

平成二十七年十二月十五日に執行した東京都職員共済組合組合会互選議員補欠選挙に次の者が当選したので、東京都職員共済組合定款(昭和三十七年十二月一日公告)第十条第二項の規定に基づき公告する。

平成二十八年一月五日

東京都職員共済組合

理事長 秋山 俊行

選挙区 定数 当選者氏名 所属

第三区 一 諸隈 信行 水道局南部支所品川営業所

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

